

介護保険福祉用具の貸与にかかるQ&A

松山市介護保険課(令和5年8月7日時点)

No.	Q	A	追加日
1	福祉用具情報システム内で、貸与マークはあるが、生産が終了し、掲載文字が薄くなっている、この商品は、給付対象となるか。	給付対象となる。	R5.6.30
2	福祉用具情報システムには掲載されていないが、協会HP内の「令和5年度福祉用具貸与価格適正化推進事業(厚生労働省)」にある商品コード一覧の備考欄に「○」があるものは、給付対象となるか。	商品コード一覧の備考欄に「○」が記載されているものは、協会が貸与の給付対象と考えられる福祉用具として選定したものであることから、給付対象となる。	R5.6.30
3	特殊寝台付属品の「サイドレール」について、福祉用具情報システムでは2本セットで給付対象となっている。1本の場合、TAISコードはなく、届出コードが設定されており、同システムに掲載されていない。「令和5年度福祉用具貸与価格適正化推進事業(厚生労働省)」にある商品コード一覧に掲載があるものの、備考欄に「○」がない。1本利用の場合、給付対象外となるのか。	通常販売されるものは2本セットであり、貸与の給付対象とされていることから、1本利用の場合も給付対象となる。	R5.6.30
4	手すりについて、床から天井まで設置するもの(貸与マーク有)に、サイドバー(付属品:貸与マーク無)を取り付けて利用している。サイドバーは、給付対象外となるのか。	手すり・サイドバーセットで、貸与マークがあるため、給付対象となる。 ただし、サイドバー(付属品)のみの貸与は給付対象外となる。	R5.6.30
5	置型手すりについて、踏み台付きの場合、給付対象となるか。	貸与マークのある置型手すりであっても、踏み台付きの場合は、給付対象外となる。 ただし、踏み台なしの手すり(貸与マークあり)を貸与した上で、その手すりに区分可能な状態で踏み台を自費又はサービスで利用する取り扱いについては問題ない。この場合、請求時のTAISコードは、踏み台付きのコードで行うことも可能とする。	R5.8.7

介護保険福祉用具の貸与にかかるQ&A

松山市介護保険課(令和5年8月7日時点)

No.	Q	A	追加日
6	同等の商品で、新商品と旧商品とがあり、新商品は貸与マークがあるが、旧商品は貸与マークがない。 旧商品は、給付対象外となるか。	原則、給付対象外となるため、新商品に転換することとする。 ただし、利用者の状況等により、新商品への転換が困難な場合には、製造業者から、旧商品は、新商品と使用用途・機能・性能・安全性が同じであることが明らかにされている場合に限り、旧商品でも給付対象とする。	R5.8.7